

2011年5月2日(月)

午前 9:20 ~ 9:30

CRT 両毛支局(足利市)にて収録

## 国家緊急権と人間の安全保障の規定を日本国憲法に明記を

- 日本国憲法に足りないもの -

開倫塾

塾長 林 明夫

### 1. はじめに

(1) 5月3日は憲法制定記念日。日本国の最高法規である日本国憲法を1年に1回は読み直して、国のあり方について考えましょう。

(2) 60年も前に、それも、第二次世界大戦直後にGHQ 連合軍総司令部の命令と強い影響の下で制定された憲法なので理想的なこともたくさん書いてあるが、普通の国の憲法には必ず書いてあるのに、日本国憲法には見当たらない規定があります。

(3) その一つが、国家の緊急事態発生の場合の規定、つまり国家緊急権の規定です。

### 2. 国家緊急権の規定を日本国憲法にも明記を

(1) 各国憲法には、国家に緊急事態が発生した場合、例えば戦争が発生したり、大きな自然災害が発生した場合には国民の権利制限を含む緊急事態についての条項が明記してあり、迅速な対応をするのが普通です。

(2) 日本国憲法は、制定の経緯から二度と再び第二次世界大戦のような戦争を引き起こすことのないよう憲法前文で恒久平和を訴え、第9条で戦争放棄を規定、その関連で国家の緊急時についての規定も設けませんでした。

(3) その結果、日本はアメリカと日米安全保障条約を締結して日米同盟を結び、自衛隊は設立しましたが、アメリカの傘の下に日本の安全を保持してきました。憲法に規定がないので、それを補うために有事についての法律を少しずつですが整備してきました。

(4) ただ、3月11日に東日本大震災が発生し、被災地の人々の生命や財産を守るため、また、日本の心臓部ともいえる首都機能を守るために、人の移動や経済活動をはじめとする多くの基本的人権を制約しました。

(5)これらの措置は3月11日の大震災のような緊急時にはやむを得なかったもので、多くの措置は適正であったと思います。

(6)また、実務上の細かな法律や政令に基づいて行ったもので、法律的に問題はなかったと思います。

(7)ただ、普通の議院内閣制の国家であるならば国家の最高権力者である内閣総理大臣に行使が委ねられる国家緊急権の規定が日本国憲法には欠けていたために、機敏な行動が十分にできなかったこともあったと思われます。

(8)また、たとえ緊急時であろうとも、憲法の規定なしに、単なる法律や政令だけで日本国民の基本的人権を制約してはならないと考えます。

(9)そのようなことを十分に検証した上で、日本国憲法に国家の緊急事態発生時の規定、つまり国家緊急権の規定を明記すべきと考えます。

### 3. 人間の安全保障の規定を日本国憲法に明記を

(1)安全保障は、従来国家の安全保障を中心に考えられてきましたが、一人ひとりの人間に焦点を当てた人間の安全保障(Human Security ヒューマン・セキュリティ)も人間の尊厳を尊重するために必要不可欠です。また、国家の安全保障を補うためにも必要不可欠です。

(2)3月11日の東日本大震災の発生で、人間の安全保障の観点からの対策の重要性を私は強く認識しました。大震災と大津波、これに加えて原子力発電所の事故によって、多くの人々が被災なすり避難を余儀なくされたからです。

(3)保護(Protect プロテクト)と能力強化(Empowerment エンパワーメント)を内容とする人間の安全保障の考えほど、国家の緊急事態発生時に有用で適切な考え方はありません。3月11日の東日本大震災を契機に国のしくみを考え直し、日本の復興を図るのであれば、日本国憲法に「人間の安全保障」の規定を明記すべきと提言いたします。

### 4. おわりに

(1)北朝鮮による拉致事件に関連した2003年の5月3日の集会で蓮池さんのお兄さんのお話をお聞きし、私にもできることはないかと考え、参議院の憲法調査会に公述人として応募、国家緊急権と人間の安全保障の規定を日本国憲法に明記するよう同年6月4日意見陳述をいたしました。

(2)慶應義塾大学法学部法律学科で大学1年生から4年生までずっと、国家緊急権の権威でもあった田口精一教授の憲法の授業を聴講していた法学徒の一人として、憲法上の不作為(ふさくい)、

国家として明記すべきことを明記しないことはこれ以上看過(かんか)できなかつたからです。同時に、憲法改正手続きがあるのに、「憲法改正のための手続き法」、つまり憲法改正の国民投票法がないことも指摘。その制定を提言させていただきました。

(3) 国家の非常事態発生の際に備えて、どこの国でも国家の基本法、最高法規である憲法に規定を設けて迅速な対応をするのに、日本国憲法にはその規定が欠如しています。その状態を 60 年以上も放置することは、国会が不作為責任を問われても仕方ないと考えます。

3 月 11 日の東日本大震災と大津波、原発事故がその必要性を国民に示しました。

皆様はどのようにお考えですか。

2011 年 5 月 2 日記